

東部療育センター 特定業務任用職員募集

職種：相談支援専門員（相談支援員）

[募集概要]

募集職種	相談支援専門員（相談支援員）
募集施設	（雇入れ直後） 東部療育センター 福岡市東区青葉四丁目1-1 TEL（092）410-8234 （変更の範囲）変更なし
業務内容	（雇入れ直後） 肢体不自由児・知的障がい児・発達障がい児（0～5歳児）等に関する相談支援 （変更の範囲）変更なし
採用人数	1名
応募資格	●「相談支援専門員」資格を有する方、あるいは相談支援初任者研修の受講資格を有する人を有する方。 ●社会福祉士の資格を有する方。 ●4年生大学（大学院）にて、教育学、社会福祉学、心理学を専攻し児童指導員の任用資格を有する人。
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 契約の更新の可能性 あり

[労働条件]

身 分	特定業務任用職員
勤務時間	1. 始業8時45分 ～ 終業17時15分（休憩45分） 2. 所定時間外労働の有無（ 有 ・ 無 ）
休 日	○土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※行事等により年間数日の土日勤務有
休 暇	1. 年次有給休暇 年20日 （1）時間単位年休 [有り(上限日数 5日)] 2. 育児休業 有り ただし、条件あり（ 無給 ） 3. 病気休暇 有り 1年度につき最長 60日 （ 無給 ）ただし、10日を超えない範囲は有給 4. 介護休暇・介護時間 有り（ 無給 ） 5. 子の看護休暇 [有り(有給)5日(2人以上の場合は10日)] 6. 夏季休暇 5日(有給) 7. その他の特別休暇等 多数有り
賃 金	給料月額（地域手当含む） 226,930円（要件を満たす場合231,550円）
交 通 費	実費相当
諸 手 当	地域手当、通勤手当（上記交通費）
賞 与	期末・勤勉手当 有 （令和7年度実績 最大4.5か月分）
退 職 金	社会福祉施設職員等退職共済制度に加入（4月1日在職者）
社会保険	健康保険、厚生年金に加入 雇用保険適用

申込及び採用方法]

申込期間	随時
申込方法	電話による申込 ※必ず電話でお申込みください。
採用試験	選考方法：面接 口頭試問 ※ご希望があれば施設見学を実施いたします。 日 時：2月15日（日） ※ご都合のつかない場合は、ご相談ください。 場 所：東部療育センター（福岡市東区青葉四丁目1-1）
提出書類	顔写真付き履歴書、職務経歴書、資格証の写しを下記申込先まで郵送もしくは持参
申 込 先 （担当）	東部療育センター（担当：平井・高地・野上） 福岡市東区青葉四丁目1-1 TEL（092）410-8234

[備 考]

※ 新卒者の応募：可

先輩保育士および児童指導員在籍中。チームワークでお子さまの暮らしを支えます。

※ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は条文をご参照ください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの